

資 料 提 供  
令 和 4 年 9 月 2 7 日  
少 子 化 対 策 監 室  
子 ども 政 策 課 長 谷 野  
TEL:076-225-1446

## 令和4年度 石川県ワークライフバランス企業知事表彰の募集について

標記表彰について、次のとおり募集します。

### 1 目的

ワークライフバランス(仕事と生活の調和)を実現するための職場環境の整備等に積極的に取り組み、顕著な成果があった県内企業を表彰し、次世代育成支援の取組の促進を図る。

### 2 表彰の対象

「石川県ワークライフバランス企業登録制度要綱」に基づき県に登録している企業(法人格を有する団体を含む)

### 3 表彰の種類

**優良企業賞**:企業規模を問わず、表彰基準を満たす企業のうち、他の模範となるべき先進的な取組等を行っている企業

### 4 応募方法

専用の応募用紙又は応募フォームに必要事項を記入し、具体的な取組内容が分かる書類を添付の上、電子申請、メール、郵送または持参にて応募

※応募用紙・応募フォームは、県少子化対策監室のホームページから

(<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kodomoseisaku/wlb/hyousyou.html>)

### 5 募集期限

令和4年11月25日(金)まで

### 6 選考方法

選考委員会において選考

### 7 応募・問い合わせ先

〒920-8580 金沢市鞍月1-1

石川県健康福祉部少子化対策監室 結婚支援・ワークライフバランス推進グループ

TEL:076-225-1494

E-mail:wlb@pref.ishikawa.lg.jp

令和4年度

表彰企業募集中!!

# 石川県

## ワークライフバランス企業

### 知事表彰

#### 表彰対象

- ・「石川県ワークライフバランス企業登録制度要綱」に基づき県に登録している企業  
登録制度に関する詳細は県ホームページをご覧ください

石川県ワークライフバランス企業登録

検索

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kodomoseisaku/wlb/touroku.html>

- ・ワークライフバランスを実現するための職場環境の整備等に積極的に取り組み、優れた成果が見られる企業

令和2年度に表彰基準の改正を行い、より幅広い取組が評価の対象となりました  
企業規模に関わらず、表彰基準を満たす取組を行っている企業は全て表彰の対象となりますので、まずは裏面のチェックリストで、貴社の取組内容をご確認ください！

#### 応募方法

ホームページから応募用紙またはフォームに必要事項をご記入の上、取組の詳細が分かる書類を添付して、電子申請、メール、郵送または持参にてご応募ください

石川県ワークライフバランス企業知事表彰

検索

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kodomoseisaku/wlb/hyousyou.html>

#### 応募期限

令和4年11月25日（金）《必着》

#### 選考方法

有識者による選考委員会において表彰企業を決定したうえで、表彰式を行います  
※表彰式の日時・場所等の詳細は、表彰企業に別途お知らせします

お問い合わせ

石川県健康福祉部少子化対策監室  
結婚支援・ワークライフバランス推進グループ  
〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地  
TEL 076-225-1494 E-mail wlb@pref.ishikawa.lg.jp





# 「石川県ワークライフバランス企業知事表彰」

## 簡単チェックリスト

### 石川県ワークライフバランス企業登録制度に基づき、県に登録している

- <登録の要件>
- ・県内に本店又は主たる事業所を置いていること
  - ・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、その旨を石川労働局へ届出していること

### ワークライフバランスを実現するため次のような取組を行っている

1. 所定外労働の削減のための措置  
(例) ・所定外労働時間を管理職が管理し、仕事の配分を適宜調整  
・一定の残業時間を超えた職場に対し、管理職と業務見直し等について面談を実施
2. 年次有給休暇の取得の促進のための措置  
(例) ・半日単位での取得が可能(法は1日単位)  
・社長自らが社員に対してメール等により取得を呼びかけ  
・休暇予定日を計画的に設定し、個々の勤務表に反映
3. 在宅勤務等、場所・時間にとられない働き方の導入  
(例) 在宅勤務時にかかる通信費や光熱費を会社が負担
4. その他、働き方の見直しに資する取組  
(例) ・ワークライフバランスについての社内研修による従業員の意識変革  
・妊娠判明時から育休復帰後1年にわたり、人事労務部門がきめ細かなサポートを実施

### 次世代育成支援対策に関する取組を積極的に行っている

- (例)
- ・子どもが親の働いているところを見学できる「子ども参観日」の実施
  - ・地域の小中学生に対する工場見学や体験教室の開催
  - ・学生へのインターンシップの実施
  - ・地域貢献活動や若者への就業体験機会の提供の実施

### 過去3年以内(H31~R3)に、仕事と家庭の両立に関する以下のいずれかに該当する取組を行っている

- ・男性の育児休業取得者がいる
- ・女性の育児休業取得率が75%以上である
- ・育児・介護休業法の規定を上回る子の看護休暇、介護休暇、所定外労働の制限、時間外労働の制限、深夜業の制限、所定労働時間の短縮措置等に関する制度を整備しており、制度を利用した者がいる
- ・育児に関する目的で利用できる休暇制度(配偶者出産休暇、子の行事参加のための休暇等)を整備しており、制度を利用した者がいる
- ・フレックスタイム制又は始業・終業時刻の繰上げ・繰下げに関する制度を整備しており、制度を利用した者がいる
- ・育児・介護を理由に退職した者を再雇用している
- ・その他仕事と家庭の両立支援のための独自の制度を整備しており、制度を利用した者がいる

### (従業員が50人以上の企業) 一般事業主行動計画に基づく全ての取組を実施している

### 過去に石川県ワークライフバランス企業知事表彰を受賞したことがない